

事務連絡  
令和元年6月13日

特定非営利活動法人  
水産業・漁村活性化推進機構  
事業部 成長産業化地域創出班 御中

水産庁研究指導課海洋技術室

水産業成長産業化沿岸地域創出事業の地域水産業成長産業化計画  
策定等の留意事項について

本事業の地域水産業成長産業化計画（以下「地域計画」という。）の策定等については、水産関係団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-8(9)a(a)イに、資源管理計画等が存在する場合には更なる取組内容を記載することとされています。

また、水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務要領第8条において、リース事業者は、地域計画に係る魚種について、借受者の漁獲量及び資源管理の取組状況を地域委員会へ報告すること、地域委員会はその報告を受け地域計画に参画している漁業者の取組状況を取りまとめ成長産業化審査会に報告することとされています。

これらのことから、地域計画の策定等に当たっては、下記の留意事項を踏まえ実施するよう関係者に対し周知、指導方お願いします。

記

1. 地域計画には、現在の資源管理計画を添付し、それに係る追加的取組を記載するとともに、その追加的取組の確認方法について記載すること。
2. 資源の状況にかかわらず、資源管理にかかる一定の追加的取組が必要であること。
3. 確認については、資源管理協議会が実施している確認方法に準じて、地域委員会が実施すること。